

茂原市空き家バンク登録物件リフォーム補助金交付要綱

令和3年3月30日

茂原市告示第54号

改正

令和4年3月28日告示第35号

令和8年3月31日告示第67号

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の利活用を促進し、良好な生活環境の保全を図るとともに、移住、定住及び地域の活性化を促進するため、茂原市空き家バンク実施要綱（平成29年茂原市告示第17号。以下「実施要綱」という。）第4条第2項に規定する登録台帳に登録された空き家（以下「登録空き家」という。）のリフォームを行う者に対し、予算の範囲内において、茂原市空き家バンク登録物件リフォーム補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、茂原市補助金等交付規則（昭和60年茂原市規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用登録者 実施要綱第8条に規定する利用登録者（営利を目的とする法人を除く。）をいう。
- (2) リフォーム 登録空き家の性能を維持し、又は向上させる工事をいう。
- (3) 転入 登録空き家の売買契約の締結前1年の間において、本市の住民基本台帳に登録されておらず、当該契約後に本市の住民基本台帳に登録されることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、利用登録者であって、市区町村税及び国民健康保険税（以下「市税等」という。）の滞納がないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、登録空き家に定住又は定期的に滞在することを目的として行うリフォームで次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 売買契約を締結した日から、2年を経過する日までに当該リフォームが完了するもの
- (2) この補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の2月末までに完了するもの
- (3) 当該補助に係るリフォームに関して、他の補助金等を受けていないもの
- (4) 過去にこの補助金の交付を受けた登録空き家のリフォームでないもの
- (5) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない者
- (6) 茂原市三世帯同居等支援事業補助金交付要綱（平成29年茂原市告示第23号）によ

る補助を受けていないもの

(7) 補助金の交付を受けようとする者が本市に転入するもの

(8) 当該申請に係るリフォームに着手していないもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は次の各号に掲げるものに要する経費とする。

(1) 内装並びに屋根及び外壁の修繕又は改修（以下「改修等」という。）

(2) 建具の改修等

(3) 主要構造部の改修等及び増築

(4) 配線又は配管を伴う電気設備及び給排水衛生設備の改修等又は新設

(5) その他市長が適当と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象経費から除くものとする。

(1) 別棟の車庫、物置等の改修等

(2) 門、塀等の外構の改修等

(3) 家庭用電化製品、カーテン、家具等の購入及び設置

(4) その他市長が適当でないとして認めるもの

(補助金の額)

第6条 補助金は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、50万円に限度額とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、茂原市空き家バンク登録物件リフォーム補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書兼同意書（別記第2号様式）

(2) 売買契約書の写し

(3) 登録空き家の所有者であることを示す書類（登記事項証明書）

(4) リフォームに係る施工前の写真

(5) 当該リフォームに係る見積書及び図面

(6) 市税等の滞納がないことを明らかにする書類

(7) 申請者の戸籍の附票の写し（定住のために茂原市の住民基本台帳に記載された日又は交付申請を市長に提出する日において転入していない場合は売買契約日から起算して過去1年以上市外に住所を有していたことが分かるもの）

(8) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、茂原市空き家バンク登録物件リフォーム補助金交付（不交付）決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知する。

2 前項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、登録空き家のリフォームした部分について、この補助金の額の確定のあった日から10年間、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、交換し、担保に供し、又は取り壊してはならない。

(申請内容の変更等)

第9条 交付決定者が当該決定に係るリフォームの内容を変更しようとするときは、茂原市空き家バンク登録物件リフォーム補助金交付変更承認申請書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の額の変更を伴わない変更の場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類の内容を審査し、変更の可否を決定し、茂原市空き家バンク登録物件リフォーム補助金交付変更承認（不承認）決定通知書（別記第5号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、当該決定に係るリフォームを中止しようとするときは、茂原市空き家バンク登録物件リフォーム補助金中止届出書（別記第6号様式）を速やかに市長に届け出なければならない。

(着手及び完了の届出)

第10条 交付決定者は、当該リフォームに着手したとき及び完了したときは、茂原市空き家バンク登録物件リフォーム補助金着手（完了）届（別記第7号様式）を速やかに市長に届け出なければならない。この場合において、着手届には契約書又は請書の写しを添付しなければならない。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、交付決定に係るリフォームを完了した日から20日以内又は交付決定日が属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、茂原市空き家バンク登録物件リフォーム補助金実績報告書（別記第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) リフォームに要した費用の支払い状況を証するもの
- (2) リフォームに係る施工後の写真
- (3) 交付申請書を市長に提出した日以降に転入した場合は、申請者の住民票の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、茂原市空き家バンク登録物件リフォーム補助金交付額確定通知

書（別記第9号様式）により交付決定者に通知する。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた交付決定者が補助金の交付を請求しようするときは、茂原市空き家バンク登録物件リフォーム補助金交付請求書（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取り消し）

第14条 市長は、第9条第3項の規定による届出があったとき又は交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、茂原市空き家バンク登録物件リフォーム補助金交付決定取消通知書（別記第11号様式）により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

（2） この要綱に定める補助金の交付の要件を欠くに至ったとき。

（3） その他交付決定を取り消し、又は交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることが適当と判断したとき。

（補助金の返還等）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、茂原市空き家バンク登録物件リフォーム補助金返還命令書（別記第12号様式）により、期限を定めて既に補助した額の全部又は一部を返還させることができる。

（調査）

第16条 市長は、補助事業の適正な執行を期するため、必要と認めるときは、交付決定者に対して必要な調査をすることができる。

（添付書面等の省略）

第17条 第7条第3号の規定による登記事項証明書については、市長が直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には添付することを要しない。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日茂原市告示第35号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月31日茂原市告示第67号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

第2号様式（第7条）

誓約書兼同意書

年 月 日

（宛先） 茂原市長

申請者 住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

- 1 私は、茂原市空き家バンク登録物件リフォーム補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、リフォームした部分について、この補助金の額の確定の日から10年間、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、担保に供し、又は取り壊さないことを誓約します。
また、要綱第14条第1項に規定する交付決定の取り消しがあり、茂原市長から補助金の返還命令があったときは、受領した補助金の返還を行います。
- 2 私は、当該申請に係るリフォームに着手していません。
- 3 私に連絡なく要綱第16条に規定する調査をすることに同意します。

第3号様式（第8条第1項）

茂原市空き家バンク登録物件リフォーム補助金交付(不交付)決定通知書

指令第 号
年 月 日

様

茂原市長 印

年 月 日付けで申請のあった茂原市空き家バンク登録物件リフォーム補助金については、次のとおり交付（不交付）決定したので、茂原市空き家バンク登録物件リフォーム補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

決定区分	交 付 □ 不 交 付
交付決定額	金 円
理 由	
交付の条件	リフォームした部分について、この補助金の額の確定のあった日から10年間、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

第4号様式（第9条第1項）

茂原市空き家バンク登録物件リフォーム補助金交付変更承認申請書

年 月 日

（宛先）茂原市長

申請者 住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった茂原市空き家バンク登録物件リフォーム補助金に係る申請の内容を変更したいので、茂原市空き家バンク登録物件リフォーム補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

登録空き家所在地	茂原市	
変更内容	変更前	
	変更後	
補助対象経費	変更前	
	変更後	
交付申請額	変更前	
	変更後	
添付書類		

第5号様式（第9条第2項）

茂原市空き家バンク登録物件リフォーム補助金交付変更承認（不承認）決定通知書

第 号
年 月 日

様

茂原市長 印

年 月 日付けで申請のあった茂原市空き家バンク登録物件リフォーム補助金交付変更承認申請書については、次のとおり承認（不承認）したので、茂原市空き家バンク登録物件リフォーム補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
変更交付決定額	金 円
理由	

第6号様式（第9条第3項）

茂原市空き家バンク登録物件リフォーム補助金中止届出書

年 月 日

（宛先）茂原市長

届出者 住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった茂原市空き家バンク登録物件リフォーム補助金に係るリフォームを中止したので、茂原市空き家バンク登録物件リフォーム補助金交付要綱第9条第3項の規定により、次のとおり届出します。

中止年月日	年 月 日
理 由	

【様式ファイルあり】

【様式ファイルあり】

第9号様式(第12条)

茂原市空き家バンク登録物件リフォーム補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

茂原市長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定した茂原市空き家バンク登録物件リフォーム補助金については、次のとおり交付額を確定したので、茂原市空き家バンク登録物件リフォーム補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

交付確定額 金 円

注 補助金の請求は、茂原市空き家バンク登録物件リフォーム補助金交付請求書(第10号様式)により行ってください。

第10号様式（第13条第1項）

茂原市空き家バンク登録物件リフォーム補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）茂原市長

交付決定者 住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付額の確定のあった茂原市空き家バンク登録物件リフォーム補助金については、茂原市空き家バンク登録物件リフォーム補助金交付要綱第13条第1項の規定により、次のとおり請求します。

なお、補助金の振り込みは、次の振込先口座をお願いします。

1 交付請求額 金 円

2 振込先口座

金融機関名	銀行・金庫・組合() 本店・支店		
預金種目	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

第11号様式（第14条）

茂原市空き家バンク登録物件リフォーム補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

茂原市長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定した茂原市空き家バンク登録物件リフォーム補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので、茂原市空き家バンク登録物件リフォーム補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

登録空き家の所在地	
取消理由	
交付決定額	金 円
交付決定取消額	金 円

第12号様式 (第15条)

茂原市空き家バンク登録物件リフォーム補助金返還命令書

第 号
年 月 日

様

茂原市長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定を取り消した茂原市空き家バンク登録物件リフォーム補助金については、茂原市空き家バンク登録物件リフォーム補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり返還を命ずる。

補助金返還命令額	金 円
補助金返還期限	年 月 日
補助金返還命令理由	

別記第1号様式 (第7条)

第2号様式 (第7条)

第3号様式 (第8条第1項)

第4号様式 (第9条第1項)

第5号様式 (第9条第2項)

第6号様式 (第9条第3項)

第7号様式 (第10条)

第8号様式 (第11条)

第9号様式 (第12条)

第10号様式 (第13条第1項)

第11号様式 (第14条)

第12号様式 (第15条)